

地盤工学会中国支部組織

(H10. 4. 1 制定)

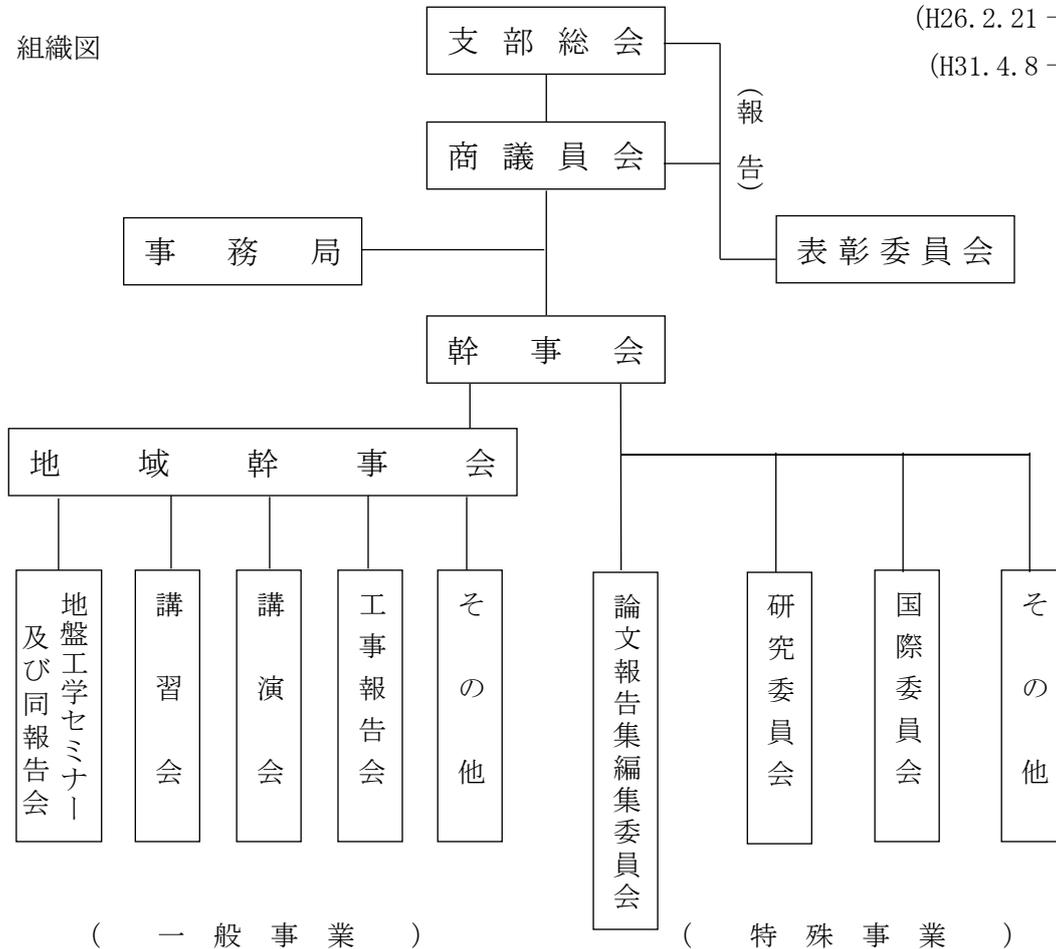
(H21. 2. 25 一部改正)

(H22. 4. 1 一部改正)

(H26. 2. 21 一部改正)

(H31. 4. 8 一部改正)

1. 組織図



2. 各会の役割

- 1) 商議員会は、支部に関する重要事項を評議する。
- 2) 事務局は、支部に関する事務を処理し、支部総会、商議員会、幹事会を運営する。
- 3) 幹事会は、支部における一般事業および特殊事業を計画し地域幹事会および特殊事業を担当する各委員会にその実施を委任する。
- 4) 地域幹事会は、幹事会で計画した一般事業を具体化し実施する。
- 5) 特殊事業を担当する各委員は、幹事会で計画した一般事業以外の事業で、個人会員及び特別会員の要望を調査し、それに対応する事業を企画、立案し実施する。
なお、特殊事業として企画、立案する事業のうち、予算を伴う事業及び重要な事業は事前に幹事会又は商議員会の承認を得るものとし、定例的な事業及び軽微な事業は、その結果を幹事会に報告する。
- 6) 表彰委員会は、地盤工学会中国支部賞候補を審査し、受賞者を決定するとともに、その結果を支部総会及び商議員会へ報告する。